

地方公営企業会計制度の見直しに係る影響について

1 地方公営企業法施行令の改正に伴う予算に関する説明書の一部変更について

(1) 経緯

地方公営企業の会計制度については、企業会計基準の見直しの進展や、地方分権の推進を背景に、平成21年度、国の研究会において見直しが議論され、提言がなされました。

それを受け、昨年には地方公営企業法の改正により資本制度の見直しが行われ、23年度決算から、利益の処分等を議決により行うことができるようになりました。

さらに今回、公営企業会計基準が見直されることにあわせ、地方公営企業法施行令が改正され（平成24年1月27日公布、同年2月1日施行）、予算に関する説明書が一部変更されます。本変更は、平成26年度予算より適用されます。

(2) 変更内容

- ・従前、添付していた資金計画が廃止され、予定キャッシュ・フロー計算書を加えます。
 - ・当該年度（26年度）及び前事業年度（25年度）の予定貸借対照表を加えます。
- なお、予算議案の様式等に変更はありません。

2 地方公営企業会計基準の見直しの概要とその主な影響

財政状態の適正な表示を行うとともに、同種事業との団体間比較のため、企業会計原則に準じた会計制度を最大限取り入れつつ、地方公営企業の特性も考慮した制度が適用されます。

また、正確な期間損益計算を行い、収益・費用を発生時点ですべて認識することで、より実態に即した損益構造となります。

(1) 主な見直し内容

- 借入資本金（企業債）の計上区分変更
- 引当金計上の義務化
- 減損会計の導入
- 補助金等（※1）により取得した固定資産の償却制度の見直し
 - ・みなし償却制度（※2）の廃止
 - ・補助金等（※1）の計上区分を変更し、固定資産の減価償却にあわせて収益として認識

〔※1 補助金等〕

- ・国庫補助金（みなし償却適用）
- ・他会計補助金（みなし償却適用）
- ・受贈財産評価額（同 適用外）
- ・工事負担金（同 適用外）
- ・その他資本剰余金（同 適用外）

〔※2 みなし償却制度〕

国庫補助金等で取得した固定資産の減価償却の際に、取得価額から補助金充当額を控除した額を帳簿価額とみなし、補助金の未充当部分についてのみ減価償却を行う制度。

廃止後は、補助金充当部分の減価償却費の計上にあわせて、補助金を収益として認識する。

(2) 主な影響

○引当金の計上などにより、収益・費用が新たに計上されるが、資金収支への影響はない。

○借入資本金（企業債）の計上区分変更などにより、資本が減少し負債が増加する。

○欠損金が解消されるとともに、利益剰余金が計上される。

補助金等により取得した固定資産の償却制度が見直され、見直し後は補助金等充当部分の減価償却費の計上にあわせて収益が計上されます。補助金等のうち、みなし償却制度を適用していなかった受贈財産評価額（寄附された資産）などについては、過去に計上した減価償却費に相当する額を、移行時に一括して資本剰余金から未処分利益剰余金に振り替えることになっています。

この結果、欠損金が解消されるだけでなく、利益剰余金が計上されることとなります。

この利益剰余金の源泉となる資金は、過去に減価償却費を計上することにより生じた資金ですが、この資金は発生した年度の整備費に充当しています。よって、現金の裏付けがなく、形成されている固定資産の一部となっています。

→ 資金が存在しないことを踏まえ処分方法について検討（利益剰余金の処分は議決事項）

(参考) 貸借対照表イメージ（平成24年度決算に基づく試算値）（単位：億円 税抜）

